第5章

推進方策について

第３章　全体構想の基本目標に掲げた『ともに築く自立したいとしまづくり』の実現には、市民が主体となった行政との協働や、地域の力の発揮が求められます。第５章では、基本目標の達成に向けて、推進体制、実現化手法、計画の進行管理についての考え方を示します。

市の花『ハマボウ』

第5章 推進方策について

5-1 知域力の発揮に向けた推進体制

市民、事業者、大学・NPO、行政がそれぞれの役割を担い、協働して地域の特性に応じたまちづくりを実践していくことで、都市計画マスタープランの将来像の達成を目指します。市民の力や各主体の知恵がより引き出され、よりよい地域づくりを進めるための基礎となる環境が整えられるような体制づくりに努めます。

（1）まちづくり意識の醸成

①まちづくりに関する情報の提供

・都市計画に関わる情報をはじめ、地域で既に活動しているまちづくり団体の取組について、市民がまちづくりを考えるきっかけになるように継続的にわかりやすい形で提供していきます。

・自主的なまちづくり活動への関心や意欲を高めるため、まちづくりに関する内容を説明する「出前講座」を充実させます。

②各種計画策定における市民参画の推進

・市民主体のまちづくりを進めるため、道路や公園などの整備計画やその他各種の計画づくりにおいて、積極的な市民参画の推進に努めます。

・各校区の共創プランの取組と連携を図りながら、地域のまちづくりを総合的に推進する協議の場（まちづくり情報の交換・共有、意見調整、合意形成などを必要に応じて行う地域主体の協議の場）の創出に努めます。

（2）多様な担い手が主体となったまちづくりを支える

①まちづくりを担う人づくり

・まちづくりへの参画機会を通じて、様々な人を対象に、まちづくりの担い手やリーダーとなる人材の発掘・育成に努めます。

・将来のまちづくりの担い手となる子どもたちを対象に、教育活動を通じてまちづくりに関する意識啓発に努めます。

②他団体との連携

・地域と九州大学の教職員・学生、ＮＰＯとの連携を高め、新たなまちづくりへの発想や技術について学び、まちづくりを実践する機会の充実に努めます。

③まちづくり活動への支援

・都市計画提案制度、糸島市ロード・リバーボランティア支援事業、糸島市市民提案型まちづくり事業などの各種制度を活用し、地域主体のまちづくりを支援していきます。

まちづくりの進め方のイメージ

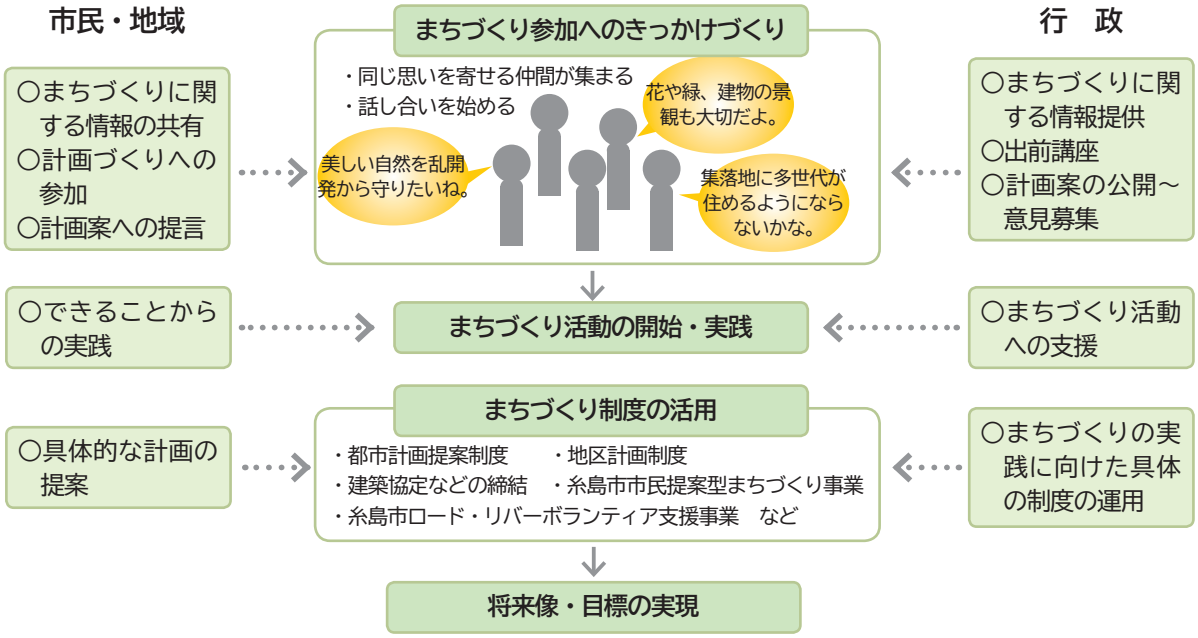

・都市計画提案制度	・土地所有者やまちづくりＮＰＯ法人などが、３分の２以上の合意を得ることなど、一定の条件を満たした上で、都市計画の決定や変更を提案できる制度です。提案を受けた場合には、県又は市は、関係法令の適合性をはじめ、各種方針・計画・指針などへの適合性、提案区域の周辺環境への配慮、事業の必要性･実効性などについて総合的に判断し、適合しているものについては、都市計画の案を策定し、都市計画手続きを行います。
・糸島市ロード・リバーボランティア支援事業	・市が管理している道路や河川を対象として、住民グループなどが行う植樹帯の美化や歩道の清掃などの活動に対し、作業用具の貸し出し・実施団体名入りのサインボードの設置などを支援します。
・糸島市市民提案型まちづくり事業	・地域の課題解決や活性化を図ることを目的に、市民活動団体などが専門性・迅速性を生かして提案実施される事業に補助を行います。
・大学等との連携	【糸島市協定大学等課題解決型研究事業】 ・大学や短期大学、専門学校などの研究教育機関が持つ知的資源を活用して地域課題解決や地域資源掘り起こし等をテーマとする研究を実施し、研究成果をまちづくり支援につなげます。

～都市計画提案制度の活用～

○地区計画などの都市計画について、土地所有者などが主体となって、提案することができる『都市計画提案制度』があります。
○この都市計画提案制度を活用し、市民や地域が主体となって地区のまちづくりの目標や将来像を話し合い、具体的なルールづくりに取り組むことは、都市計画の分野だけでなく、あらゆる分野における課題解決に向けた取組につながるものとなります。
○地区の状況に応じた、ルールづくりなどの取組に対し、継続的な協議の場や勉強会などへの技術的な助言など、参加者の合意形成を支援していきます。

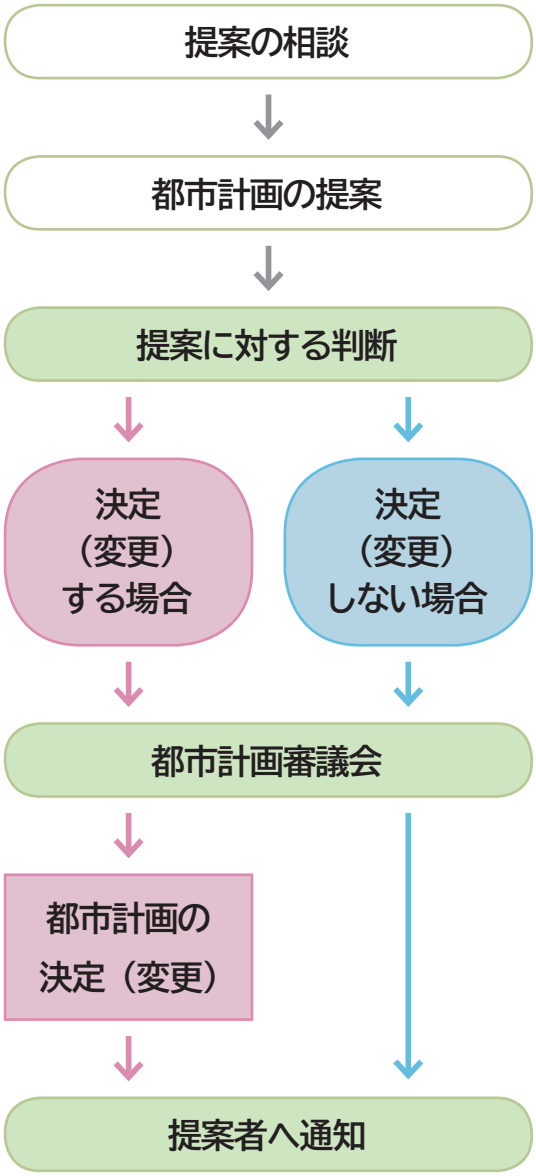

都市計画提案制度の手続きの流れ

5-2 実現化手法

全体構想で掲げた「糸島市版　拠点連携型都市」の構築に向けて、都市計画制度などを活用した適正な土地利用の誘導や都市施設の効率的・効果的な整備を進めていきます。

（1）いとしまづくりを推進する制度の確立

①都市計画区域のあり方の検討

・市町合併に伴い3つの区域が併存していた都市計画区域は、平成29年に福岡市をはじめ近隣市町を含む福岡広域都市計画区域（線引き）と二丈都市計画区域（非線引き）に再編されました。社会情勢や土地利用動向などを踏まえ、効率的な都市サービス提供のために必要な再編及び制度運用を今後も適宜検討します。

②田園居住のまちづくり方策の確立

・田園居住のまちづくりを推進する仕組みづくりなどの環境整備を行うとともに、地域コミュニティが維持されるように、移住・定住を促進する具体的な方策を地域とともに検討していきます。

③都市や地域の個性化に向けた景観計画づくり

・地域が持つ特色ある自然環境や歴史資源、街並みなどは、地域の個性を創出する貴重な地域資源です。このような地域資源を守り生かした特色ある景観を形成し、地域の個性を創出するため、景観計画を策定します。

（2）様々な事業の推進

①事業の効率的・効果的な推進

・まちづくりの事業については、市民ニーズ・緊急性・重要度などを総合的に勘案して、限られた財源のなかで効率的かつ効果的に進めていきます。

・道路、公園、コミュニティセンターなどの都市基盤施設や公共施設などは、少子高齢化・人口減少時代において今後利用ニーズが大きく変化していくと考えられるため、市民の意見を十分に取り入れて長期的に有効活用できるよう努めます。

②関係機関との連携

・幹線道路や河川、公共交通などについては、国や県の関係機関、事業者の理解と協力のもと、事業や施策を促進します。

・事業を進めるにあたって、広域的な連携によって、より効果的なまちづくりが期待できる場合は、関連する自治体との連絡調整を進めるなど、広域的な取組に努めます。

③庁内の連携と協力

・本計画に掲げた方針を推進するために、関係部署が横断的に連携し、全庁的な取組を進めます。

5-3 進歩状況の管理

・都市計画マスタープランを推進するため、プランの内容が個別の計画や施策、さらに事業へと移行するよう進捗状況を把握するとともに、市民への情報提供に努めます。

・都市計画マスタープランは、中長期的に都市を展望した計画であるため、長期総合計画などの上位計画の変更、または、社会情勢や地域におけるまちづくり環境の変化などによって新たな対応が生じた場合は、計画の見直しを柔軟に行っていきます。

・本計画の見直しにあたっては、検証・評価を行い、都市計画マスタープランへの反映に努めます。

桜井神社